

平成 22 年 5 月 27 日

財団法人 財務会計基準機構
企業会計基準委員会 御中

企業年金連合会

**企業会計基準公開草案第 39 号「退職給付に関する会計基準（案）」
及び企業会計基準適用指針公開草案第 35 号「退職給付に関する会計
基準の適用指針（案）」に対する意見**

企業年金のナショナルセンターとして企業年金制度に与える影響を考慮すると同時に、機関投資家として資産運用の経験を踏まえ、投資家等への有用な情報の提供という会計基準本来の目的を念頭に意見表明を行うものであり、別添のとおり、意見を取りまとめましたので提出いたします。

意見

1. 貸借対照表上の即時認識（会計基準案第13項）

貸借対照表において退職給付債務から年金資産を控除した額を負債として計上するとあるが、その前提として退職給付債務が貸借対照表日における実態を反映し、公正に測定されるものとなっていることが不可欠である。

現行の予測単位積増方式に基づく退職給付債務については、昇給を加味することの是非やキャッシュバランスプランの取扱いなどを含め、わが国のみならず国際的にも様々な問題が指摘されている。

これらの根本的な課題を解決せずに負債の即時認識を先行させることは時期尚早であり、財務諸表が企業の実態を反映しなくなるため反対である。

2. 回廊アプローチの導入（会計基準案第24項（注8））

現行の国際会計基準および米国会計基準においては、数理計算上の差異の費用処理にあたって回廊アプローチが導入されており、退職給付債務や年金資産の変動により発生した損益のうち、一定幅（1）を超えた部分のみ費用処理すればよい。一方、わが国では、引き続き重要性基準を適用していくとされ、回廊アプローチが導入されていないことから、全額が費用処理の対象となる。

重要性基準については退職給付債務の変動による損益の発生を抑えるには有効であるものの、年金資産の変動による損益の発生に対してはその変動を抑制する効果が及ばない。

昨今の経済環境においては資産運用のボラティリティが大きくなっており、そのような企業活動の成果によらないものが期間純利益に大きな影響を及ぼす仕組みになっていることは問題である。

リーマンショックのときのような経済金融危機が起きた場合に

は、国際的な基準との間に重大な差異が生じ、わが国の企業のみ多額の損失計上（ 2 ）が強制され、企業の円滑な資金調達などに影響を及ぼすことから、回廊アプローチを早急に導入すべきである。

- 1 退職給付債務か年金資産のいずれか大きい額の 10%
- 2 従業員 5,000 人規模の企業では、単年度で 10～100 億円程度の差異が想定される。

3 . 退職給付費用の分解表示（会計基準案第 28 項）

退職給付費用については、原則として「売上原価」または「販売費及び一般管理費」に計上するとされている。

しかしながら、退職給付費用のうち利息費用や期待運用収益ならびに数理計算上の差異に係る当期の費用処理額については、市場金利の適用や年金資産の運用など財務活動によるものと考えられる。したがって、これらを営業損益に含めることは、市場等の変動によって営業損益が歪められてしまうことから、営業外損益に含めることを認めるべきである。

4 . 厚生年金基金制度の代行部分を最低責任準備金で評価する処理の導入（会計基準案第 61 項・第 62 項）

厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金は最低責任準備金を確保すれば、代行部分の給付を継続的に行うことができる仕組みになった（ 1 ）。この最低責任準備金の額の算出方法は法令に規定されており（ 2 ）、代行給付を支払うために必要な額とは異なるものになっている。

しかしながら、現行の会計基準はこのような財政運営の仕組みの変更を全く反映しておらず、代行部分については企業が給付責任を負っている確定給付企業年金制度などと同様に退職給付債務で評価することになっている。その結果、最低責任準備金を超過

する債務に基づく負債計上が行われており、財務諸表の有用性および比較可能性が著しく損なわれている。

代行部分についての企業の損失または剰余は、最低責任準備金に対する年金資産の運用による過不足のみである。

したがって、わが国の退職給付会計および国際会計基準において、代行部分は退職給付会計の枠組みの対象とすべきものでなく、年金資産から最低責任準備金を控除するなどの方法により、厚生年金基金制度を実施している企業の財務状態を適正に示すものに早期に変更する必要がある。

- 1 法令により最低責任準備金が一定水準以下となった場合には、国から給付現価負担金が厚生年金基金に交付される。
- 2 最低責任準備金は、計算時点までの免除保険料の収入（厚生年金保険の保険料のうち、国への納付が免除され、厚生年金基金に払い込まれる額）から代行給付の支出を控除したものに、国の運用利回りによる利息を加えた残高計算を行って算出する。なお、給付現価負担金が交付された場合には当該収入を加算する。

5. 実施時期等（会計基準案第 34 項・第 35 項・第 37 項・第 80 項）

国際会計基準では 2011 年（平成 23 年）の前半に第 1 フェーズの最終基準が公表される予定であり、わが国では国際会計基準を強制適用するかどうかの判断を 2012 年（平成 24 年）に行うことになっている。

このようなスケジュールの中で、今回の会計基準の改定にあたっては、各企業で十分な検討や適切な判断ができるよう、その内容に応じた準備期間を設ける必要がある。